

全産廃連発第 152 号
平成 29 年 9 月 5 日

環境省 環境再生・資源循環局 総務課
リサイクル推進室 御中



使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の見直しに向けての意見

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下、「小型家電リサイクル法」といいます。）は平成 25 年 4 月に施行され、附則において「施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされています。

当連合会では、小型家電リサイクル法に関わる事業者の意見を基に、採算性の改善、目標の見直し、手続きの改善及び回収の適正化に関して下記のとおり意見申しあげます。附則に述べる検討においてご高配くださいますようお願い申しあげます。

記

1. 採算性の改善

(1) 問題・課題

使用済小型電子機器等（以下、「小型家電」という。）から回収した有用金属の売却等のみで採算性をとり、民間事業者が小型家電リサイクル法に基づき事業を継続することは、次のとおり困難である。

- 小型家電は軽量・小型化し、含有されている有価金属は減少傾向である。一方、軽量・小型化しているため、分別等の人件費は増加傾向である。以上のことから、少量の小型家電の集荷では固定費（人件費）をまかなうことは困難である。
- 小型家電の種類が多岐にわたるため、それぞれの小型家電の種類に応じた解体等（場合によっては手解体）の前処理作業が必要である。有価金属の回収量を確保するために多量を集荷しても、当該集荷した量に応じて前処理作業に要する人件費が発生する。回収量を確保さえすれば採算性が担保されるものではない。

- 人口が希薄な地方において小型家電を多量に集荷するためには、走行距離が増えるため運搬費が増加し事業コストの増加となる。
- 入札制度であるため落札リスクがあり取り扱い数量が変動するなど、事業の先行きが読めず投資リスクが極めて大きい。
- 小型家電は、小型家電リサイクル法に基づいた取扱いがなされず、雑品スクラップとして取り扱われている実態がある。小型家電認定事業者はそのような非認定事業者との競争を強いられている。
- なお、小型家電のうち、充電できるもの（例：音響機器・電気かみそり・電動歯ブラシなど）にはリチウムイオン電池が使用されている。リチウムイオン電池は衝撃を加えると発熱する性質があり、破碎処理を行う工程で発火する危険性がある。小型家電認定事業者はコスト面のみならず、リスク面においても負担を強いられている。

(2) 改善提案

(排出者負担又は支援制度の導入)

- 小型家電のリサイクルに要する費用は、家電リサイクル法と同様に消費者の負担とするか、市町村側または小型家電認定事業者の回収量に応じた支援制度を導入されたい。

(対象品目の絞り込み)

- 小型家電に使用される貴金属が少なくなり、小型家電認定事業者の小型家電による採算は悪化している(再掲)。特に品目中のその他保温用電気機械器具（特に電気毛布および電気カーペット）は、量を回収しても有価金属の回収は殆ど望めない。対象品目の再検討をされたい。

(排出の際に分解等しないことの徹底)

- 小型家電の排出者に対して、有価金属の含まれる部分を除去・分解等せず元の形での廃棄を徹底させるための措置をされたい。
- 除去・分解等の例として、基盤を抜かれたパソコン、コードがないドライヤー等がある。

2. 目標の見直し

(1) 問題・課題

- 現状どおり小型家電の目標を小型家電回収量とした場合に、回収量の強化をめざす市町村は小型家電認定事業者への有償引取が前提と想定される（逆有償であれば、小型家電の回収量が増加した分だけ市町村側のコストの負担増となってしまう）。仮に、回収された小型家電から回収される有価金属量が少ない場合には、小型家電認定事業者は利益のでない処理を行わなければならない、当該認定業者の負担となる。

- 平成 25 年度から平成 26 年度は、小型家電の回収量は一気に増加したが、平成 27 年度への伸び率は低下している。フィーチャーフォンからスマートフォンへの転換期でもあり、携帯電話の回収量は上昇傾向であるが、今後も増加傾向が続くとは考えにくい。パソコンの回収についても、資源有効利用促進法に含まれているため製造者等による自主回収が進められる中、これ以上の伸び率となる可能性は低い。
- 有価金属の売却で利益が出る使用済み携帯電話・パソコン等は、爆発的な回収量の増加が見込めない中、平成 30 年度に 14 万トンの回収量（平成 27 年度の 6.6 万トンの 2.1 倍）を確保するためには、比較的重量の重い電子レンジ・ジャー炊飯器・電気こたつ・ランニングマシン・電気マッサージ器の回収量を増加させることが考えられる。しかしながら、当該小型家電には、少量の基板・銅・アルミ等が含まれているものの、その主体は鉄である。鉄は有価物であるが、平均して 15 円/kg～20 円/kg の相場であり、手作業による解体、プラント処理するコスト、運搬コストを含めれば、小型家電認定事業者が鉄の回収・売却だけで利益を出すことは困難である。

(2) 改善提案

- 小型家電リサイクル法の目標は、現状の小型家電の回収量の確保ではなく、有用金属の回収量とされたい。

3. 手続きの改善

(1) 問題・課題

- 回収した小型家電の売却先は認定時のフロー図に記載の先に限られ、売却先の変更には変更申請が必要であり、しかも当該手続きに数ヶ月を要している。
- 現地入札のみとしている市町村がある。入札時期が集中することや、入札会場への参加が時間的に難しいときがある。さらに、市町村によっては、入札結果の開示が十分になされていない。

(2) 改善提案

- 市場価格の変動に応じて回収した小型家電の売却先を変更できるように、回収した小型家電の売却先の変更は簡易な手続きとするように法措置をされたい。
- 現地入札のみではなく郵便等での入札も採用すること、入札結果の開示を積極的におこなうこと、以上 2 点について「市町村ー認定事業者の契約に係るガイドライン」で明確にされる等の措置をされたい。

4. 回収の適正化

(1) 問題・課題

- 市町村によっては、発注条件に「市町村が配備している、回収ボックス及びリサ

イクル協力店から直接回収すること」とあり、100ヵ所以上など数が多い例がある。仮に月に一度であっても回収するのは困難である。

- 走行距離で片道何 Km 以内に「小型家電認定事業者の設置した保管施設があること」といった入札条件としている自治体がある。
- 小型家電リサイクル法において、「認定事業者は、市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。」とされているが、異物（廃棄物）の混入が多く、当該異物処理が小型家電認定事業者の負担となっている。

(2) 改善提案

- 小型家電の回収は市町村がおこない、集積場所で認定事業者が引き取るルートを原則とするよう定められたい。
- 小型家電を認定事業者へ引渡す際には、市町村において事前に異物（廃棄物）は除去するよう定められたい。

5. その他

本意見書を取りまとめるにあたり、本部会運営委員が小型家電リサイクルに関わる者に対して実施したヒアリング調査において、次の意見が出された。国における小型家電リサイクル法見直しの際に考慮されたい。

(小型家電の所有者)

- 持込先・集積場が近くに無い。集積場が分からない。
- 小型家電購入時に、家庭にある小型家電をまとめて引き取ってほしい。
- 高齢者には持込めない重量物があり、残置物となっている。小型家電認定事業者ではない「回収業者」の方が回収までしてくれて便利である。
- 市町村がおこなう小型家電の回収に協力したが、小型家電の回収による税金軽減などの市民への具体的なメリットが分からない。
- 自治体の回収日やイベントの開催日・場所が分からない。

(回収を検討する一般企業（家電量販店以外）)

- 小型家電は産業廃棄物と一般廃棄物とがある。協力会社が回収してきたものが、合法的なものかどうか分からない。
- 自社のみでは小型家電を収集運搬する(引き渡す)仕組みが無い。
- 収集した小型家電から企業情報を漏洩させてしまうことが心配である。
- 小型家電を回収することで、排出事業者責任が問われるのか心配である。

以上